

戸籍等交付請求書（郵便請求用）

(宛先)秋田市長

〇〇年〇〇月〇〇日

請求者	住所	〒018-0000 〇〇県△△市□□一丁目2番3号			
	フリガナ	アキタ イチロウ		生年月日	明・大・昭(平)・令・西暦 〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	秋田 一郎	(秋田) 自署または 記名・押印		
	日中連絡のつく電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> なし	090-1234-5678 ※必ず記入してください		
必要な人との関係		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 親・子 <input type="checkbox"/> 祖父母・孫 <input type="checkbox"/> 代理人(委任状あり) <input type="checkbox"/> 他			

必要な人 どなたの証明が必要ですか	本籍	秋田市山王一丁目1番地			
	フリガナ	アキタ タロウ		生年月日	明・大・昭(平)・令 〇〇年〇〇月〇〇日
	筆頭者(戸主)	秋田 太郎		※戸籍の最初に書かれている方です。	
	フリガナ	アキタ イチロウ		生年月日	明・大・昭(平)・令 〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	秋田 一郎		生年月日	明・大・昭(平)・令 〇〇年〇〇月〇〇日

必要な証明の種類	戸籍	全部事項(謄本)	1通	受理証明書	<input type="checkbox"/> 婚姻届 <input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 出生届 <input type="checkbox"/> 他()届	普通	通
	450円	個人事項(抄本)	1通		350円	上質	通
	除籍	全部事項(謄本)	通	諸証明	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 独身証明 <input type="checkbox"/> 不在籍 <input type="checkbox"/> 廃棄	300円	通
	750円	個人事項(抄本)	通				
	改製原戸籍	謄本	通	届書等記載事項証明書()届	350円	通	
	750円	抄本	通	死亡診断書の写し	350円	通	
附票(除附票)	※平成20年9月に戸籍の電算化を実施しました(住所) 請求内容によっては複数通に渡る場合があります。		全部(全員)	通			
300円	年 月 から 年 月 までのもの		一部	通			

※最近戸籍に関する届出をされた場合は記入してください。
 (請求日より一月以内くらいに) 婚姻 離婚 他 届を 市区 へ届出
出生 死亡 町村

※どのような記載が必要ですか。(必要な証明の種類が不明の場合はこちらにご記入ください)
出生から死亡 各()通 死亡記載のあるものを()通
婚姻から死亡 各()通 秋田市にある戸籍すべてを()通
 ()と()の()関係のわかる戸籍 各()通
その他()

提出先	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の届出に添付 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の作成のため
	<input type="checkbox"/> 年金の(請求・死亡・未支給請求)の手続きのため()へ提出
	<input type="checkbox"/> ()の相続手続きのため()へ提出
	<input type="checkbox"/> ()の相続放棄のため()へ提出
<input type="checkbox"/> その他((例:〇〇手続きのため勤務先に提出、等ご記入ください))のため()へ提出	

同封書類	<input checked="" type="checkbox"/> 手数料 定額小為替 900円 (郵便局で購入し、定額小為替には何も記入しないでください)
	<input checked="" type="checkbox"/> 252円切手を貼った返信用封筒 (請求者本人の住民登録のある住所・宛名を記入してください) ※特定記録郵便を推奨しております。記載例は特定記録郵便料金160円を含んでおります。
	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、国民健康保険被保険者証など)

<注意> いつわりその他不正な手段により交付を受けたときは、罰せられます。